

東京都 CCU 連絡協議会 利益相反管理規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、東京都 CCU 連絡協議会（以下、協議会）の定める利益相反ポリシーの定めに基づき、学術委員会に参加する医師等の利益相反を適切に管理し、かつ、医師等の利益相反による不利益の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、次の各号に掲げる者について適用する。

- (2) 学術委員会のすべての委員
- (3) 運営委員会、倫理委員会、利益相反管理委員会のすべての委員
- (4) その他、協議会会長および各委員会委員長が指定する者

(利益相反管理の対象)

第 3 条 この規程に基づく利益相反の管理は、前条各号に規定する者が次の各号に掲げる活動を行う場合を対象として行うものとする。

- (2) 産学官連携活動を含む社会貢献活動（企業等への兼業、共同研究、受託研究等）を行う場合
- (3) 企業等から一定額以上の金銭（給与、謝金、原稿料等）若しくは便益(物品、設備、人員等)の供与又は株式等の経済的利益（公的機関から受けたものは除く）を得る場合
- (4) 協議会に関わる学術論文を著述した場合
- (5) その他 委員長が対象とすることを認める場合

第 2 章 利益相反管理委員会

(設置)

第 4 条 利益相反を適正に管理するため、協議会に利益相反管理委員会(以下、「管理委員会」という)を置く。

(審議事項)

第 5 条 管理委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (2) 利益相反による弊害を抑えるための施策の策定に関すること
- (3) 個々の事例が協議会として許容できるか否かの判断に関すること
- (4) 利益相反管理のための調査に関すること
- (5) 利益相反に関する社会への情報公開に関すること
- (6) その他協議会の利益相反に関する重要事項

(利益相反管理のための調査)

第 6 条 前条第 4 号に規定する調査は、次の各号に掲げる方法により実施する。

- (2) 利益相反自己申告書の請求
- (3) 事情聴取
- (4) 助言・改善勧告等
- (5) その他利益相反管理のために必要と認める方法

(6) 前項各号に掲げる調査の実施手続は、管理委員会が決定する。

(審査、勧告、決定等の手続)

第7条 管理委員会は、実施した調査に基づき、利益相反状況を委員会として許容できるか否かについて判定する。

(2) 管理委員会は、審査の結果を協議会会長に報告し、その承認のもとに、当該者に助言・改善勧告等を行う。

(再審査)

第8条 改善勧告を受けた者は、当該勧告に不服があるときは、申出により管理委員会に再審査を請求することができる。

(2) 管理委員会は、前項の再審査の請求を受けたときは、速やかに再審査を行い、再審査の結果を協議会会長に報告する。

(3) 協議会会長は、改善が必要と認めるときは、当該者に対して改善を命じるものとする。

(組織)

第8条 管理委員会は、協議会会長が指名する若干名で組織する。

(2) 管理委員会委員の任期は、2年間とする。

(委員長)

第9条 管理委員会に、委員長を置く。協議会会長が委員長を指名する。

(2) 委員長は、管理委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(意見の聴取)

第10条 管理委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第11条 利益相反問題を未然に防ぐために、管理委員会は随時、利益相反相談を受付ける

第3章 利益相反自己申告書等の保存と公開

第12条 管理委員会は、提出された利益相反自己申告書等を秘密書類として管理、保存する。

第13条 管理委員会は必要に応じて、審査結果および第2条に掲げる対象者全員の利益相反状況を、予め定めた範囲で公開する。

第4章 秘密の保持

(委員等の義務)

第14条 管理委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

附 則

この規程は、平成28年4月15日から施行する。